

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 29 日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市助産施設負担金徴収規則の一部を改正する規則

秋田市助産施設負担金徴収規則（昭和63年秋田市規則第17号）の一部を次のように改正する。

別表の備考の4の(1)のイ中「408,000円」を「488,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の秋田市助産施設負担金徴収規則の規定は、この規則の施行の日以後の出産から適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。